

# 敦煌石窟における女性の出行圖の表徴を めぐって

——行障と坐障を中心に\*

On Women's Appearance as Seen in the Procession Painting in Dunhuang Caves: with  
a Focus on a "Standing Partition" (行障) and a "Seating Partition" (坐障)

岩本篤志

## はじめに

敦煌莫高窟や安西榆林窟（以下、總稱する場合、敦煌石窟と記す）には、出行圖が描かれた石窟がいくつかある。出行圖とは高位者が配下を連れ行列をなす様子を描き、寄進者の地位を誇示したり、先祖や親族を顯彰することを目的にしたものである。

出行圖として、莫高窟第 156 窟の「張議潮統軍出行圖」（以下、張議潮出行圖）とその夫人の「宋國夫人出行圖」、莫高窟第 100 窟の「曹議金統軍出行圖」（以下、曹議金出行圖）、その夫人の「回鶻天公主出行圖」は特に有名である。また榆林窟の第 12 窟には「慕容氏出行圖」と「慕容夫人曹氏出行圖」がある。

かつて岩本〔2019〕において、これらに關わる先行研究のうち、特に男性の出行圖の服裝や事物の描寫を中心に整理を行った。その結果、莫高窟の出行圖 2 種については先行研究に、解釋の相違點が少なくない一方、榆林窟の出行圖については研究が少なく、今後検討すべき課題が多いことを確認した。

本稿では、特に女性（夫人）の出行圖を題材とする。従來の研究では、女性の髪飾りやその装いに目が向けられてきたが、それ以外の表徴についての検討は不十

\*本研究は JSPS 科研費 20H01326 の助成を受けたものである。

分であった。敦煌壁畫を通して、唐五代間の儀禮や慣習の一端をあきらかにするもの<sup>1</sup>としたい。

## 第一章 出行圖の概要と鹵簿

前稿と重複するが、主題となる敦煌石窟の出行圖の背景について概観しておきたい。

敦煌は祁連山脈からの水源で潤うオアシスに位置し、漢代以降、中原王朝が西域への據點としてきた。五胡時代にはこの地域に獨立した政權の中心據點ともなった。敦煌の東南に位置する鳴沙山の斷崖に石窟（莫高窟）が開かれたのはちょうど4世紀頃で、7世紀の隋の成立以降は、敦煌はふたたび中原王朝の西域方面への前線基地となった。唐は太宗期に突厥勢力を解體し、高宗期には舊來の突厥の勢力範圍をほぼ手中におさめたが、タラス河畔の戦いでイスラーム勢力にやぶれ、さらに755年の安史の亂による混亂により、唐は衰退へと向かった。その際、都の長安に吐蕃の侵入を許し、敦煌も786年に吐蕃に占領された。吐蕃勢力の衰退に乘じ、この地の有力者であった張議潮がその地を奪取したのは848年になってからであった。張氏は事實上の獨立政權でありながら、歸義軍節度使と稱して唐に歸順する姿勢をみせた。以後、張氏から姻族であった索氏をへて、またその姻族である曹氏に至るまで、時の中原政權であった後唐や北宋にその存在を認めさせつつ、また周邊諸勢力と均衡をはかりながら、この地を200年近く治めた。これを歸義軍時代と呼ぶ。その間、支配者は石窟寺院群を影響下におき、宗教都市を演出した。敦煌莫高窟には彼らが開窟、または重修という形で窟を莊嚴するために寄進をおこなった石窟が多數あり、彼らはそうした窟内主室下部や甬道に自身や親族を供養人像として描かせた。歸義軍期の造窟や重修はとくに多く、寄進者の立場や親族内の序列に應じた供養人像の様式化が進んだ。本稿で扱う敦煌石窟の出行圖もまたこの時期に描かれたものである。

出行圖はこうした供養人像の一種とみなすことが可能である。莫高窟第156窟の「張議潮出行圖」と夫人の「宋國夫人出行圖」、莫高窟第100窟の「曹議金出行圖」と夫人の「回鶻天公主出行圖」は、入り口に近い甬道部分ではなく主室腰壁に

<sup>1</sup>本稿は、坂尻彰宏（研究代表者）「出土文字資料と現地調査による河西回廊オアシス地域の歴史的構造の研究」（研究課題/領域番號：25370831）および同代表「石窟史料からみた敦煌オアシス地域の研究」（同番號：20H01326）による2013年～2020年および2023年の現地調査をふまえた成果の一部である。現地では敦煌研究院からは多大なご配慮をいただいたほか、そのほか多くの方から示唆をいただいた。なお壁畫の畫像や傍題（カルトウーシュ）の確認には、敦煌研究院編〔1986〕、同編〔1995a〕、同編〔1995b〕、同編〔1997〕、同編〔2014〕、同編〔2015〕を用いた。

描かれており、張〔2008:102〕が「供養人畫像の傳統的な規則をやぶって大膽に佛教壁畫中に出行圖を配置」し、「佛に拜禮し供養する佛教石窟に個人の顯彰をもちこんだ」とするのは妥当な評価である。

一方、莫高窟のみならず、踏實河（榆林河）沿いの崖壁の榆林窟においても開窟はおこなわれた。とりわけ曹氏歸義軍期には榆林窟での開窟は積極的におこなわれ、莫高窟同様、窟内主室下部や甬道に自身や親族を供養人像として描かせた。そのうちのひとつが、榆林窟第12窟の慕容歸盈と夫人の曹氏の出行圖である。慕容歸盈とは、曹議金が沙州を掌握した10世紀の終わり頃に瓜州刺史であった人物で、當地に移住していた吐谷渾の部落に影響力を持っていた。曹議金は彼と姻戚關係をもち、一族の慕容氏はその後さらに曹氏との姻戚關係を深め、歸盈没後には曹氏が瓜州刺史の職を繼いだとみられる。その意味では上述した莫高窟と榆林窟の出行圖は、いずれも歸義軍節度使とそれに連なる在地有力者の顯彰的な意義を有する。

ここで扱う莫高窟の2件の出行図も榆林窟の1件のいずれもが、圖中における中心的存在があきらかで、かつ従者の數も多い。これらは鹵簿の一種とみられる。鹵簿について、唐の徳宗の貞元年間（785～805）に編纂されたとみられる封演の『封氏聞見記』巻5では次のように説明する。

輿駕行幸し、羽儀導從す。之を鹵簿と謂う。秦漢自り已來、始めて其の名有り。蔡邕『獨斷』に載す「鹵簿・大駕・小駕・法駕の異有れども、鹵簿の儀詳らかならず」と。字書を按ずるに「鹵は大楯なり。字は亦櫓に作り、又櫓に作るも、音義は皆同じ。鹵は甲を以て之を爲り、所以に敵を扞ぐ」と。賈誼『過秦論』が云う「尸は百萬に僅く、血流れ鹵漂う」は是なり。甲楯、先後の部伍の次に有り、皆、之を簿籍に著け、天子出入すれば、則ち次を按じて導從す。故に之を鹵簿と謂うのみ<sup>2</sup>。

皇帝はじめ、乗り物にのった者と先導者らにより行列を鹵簿と呼び、それは秦漢時期からあった。また、「鹵簿」の鹵とは大きな楯のことで、簿とは簿籍、一覽であり、兵士の行列を意味するということである。上掲の敦煌石窟の壁畫は、いず

<sup>2</sup> 「輿駕行幸、羽儀導從謂之鹵簿。自秦漢已來、始有其名。蔡邕『獨斷』載、鹵簿有大駕・小駕・法駕之異、而不詳鹵簿之儀。按字書、鹵、大楯也。字亦作櫓、又作櫓、音義皆同。鹵以甲爲之、所以扞敵。賈誼『過秦論』云「僅尸百萬、流血漂鹵」是也。甲楯有先後部伍之次、皆著之簿籍、天子出入、則按次導從、故謂之鹵簿耳」。なお、正史だけをみても『宋書』巻18禮志5に、應劭の『漢官鹵簿圖』への言及があり、『隋書』經籍志史部儀注篇に『晉鹵簿圖』、『陳鹵簿圖』が著録されており、唐以前から鹵簿は圖面に記されていたことがわかる。

れも鹵簿に相当すると見て間違いないだろう。なお唐代の鹵簿に關係する史料としては、『舊唐書』卷45輿服志、『新唐書』卷24車服志、『大唐開元禮』卷2、『通典』卷41禮1、『唐會要』卷32輿服下などがある。

なお、男性の出行圖については、多數の先行研究があるが、女性（夫人）の出行圖全體を分析したものは管見の限りきわめて少ない<sup>3</sup>。これは女性の出行圖に關連するほとんどの先行研究は、服裝や樂器、雜技に關心がむかっているためである<sup>4</sup>。次にこの敦煌石窟の女性の出行圖三點の特徴を析出してみたい。

## 第二章、夫人の出行圖の分析

まずは出行圖に描かれているものを前から順に文字で表現していく。なお、現存する出行圖は一部を缺いているほか、曖昧模糊とした部分もあり、描かれているものや人數は必ずしも正確に捉えることができないが、おおよそ確認できる形状や數を記した。なお〔 〕でくくった箇所は、壁畫が剝落しているか黒ずみ見えないものの、描かれていたと推測できる箇所である。例えば、「[左] 右に騎乗の男各1」とあるのは、「左右に騎乗の男が1名ずつ、都合2名いる（と推測される）」の意味である。また、この左・右とは、進行方向に向かって左・右に位置する意味である。行列の者にはしばしば、手元に四角い包みを持って描かれている者がいるが、判別が難しいのでここではその點はとりあげない。また伎樂、雜技については、「伎樂舞隊」として一括して扱う。

最初に、宋國夫人（張議潮夫人）出行圖は、次のような構成である<sup>5</sup>。

- ①伎樂舞隊 ②男6 ③左・右に笏か劍をもった男各3 ④一頭立て・男2が牽く切妻狀（にみえる）覆い付き車1、傍題「司空夫人行李車馬」  
⑤女8うち團扇を持つ者1 ⑥左に騎乗する男2 ⑦左・右に六角の輿が2つとかつぐ男各8 ⑧女6うち團扇を持つ者2、傍題「小娘子檐輿」 ⑨左・右に一頭立てで男2が牽くかまぼこ狀の屋根の車が各2、左側に男各1 ⑩左右に女各6うち團扇を持つ者各1 ⑪騎乗の男

<sup>3</sup>寧強〔1995〕は莫高窟出行圖の專論で、樂器や音樂に重點があり、米德昉〔2016〕は莫高窟第100窟の分析の一部として、これに言及する。范淑英〔2001〕、同〔2006〕は陝西・山西などの唐代墓の壁畫を中心に、儀仗に關わる用具を男女問わず検討しており、參考になる點は少なくないが、敦煌壁畫を對象に含めていない。

<sup>4</sup>たとえば、謝靜〔2016：189-199〕に「回鶻天公主出行圖」の裝いに關する言及がある。

<sup>5</sup>敦煌研究院による莫高窟第156窟を解説したWebページ(<https://www.dha.ac.cn/info/1425/3631.htm>、2023年10月30日アクセス)には、各出行圖の内容が詳述されているが、伎樂舞隊の説明に字數が割かれる。

- 1 ⑫僧 2 女 2 うち楽器を持つ者 2 ⑬左・右に男 4 ⑭騎乗の夫人、  
傍題「宋國河内郡夫人宋氏出行圖」 ⑮騎乗の男 10 うち團扇を持つ者  
2 ⑯騎乗の男 8 ⑰駱駝 1 頭 ⑱狩獵をする男 8

次に、回鶻天公主（曹議金夫人）出行圖は、次のような構成である<sup>6</sup>。

- A. 男 2 B. 馬乗の男 8 C. 伎樂舞隊 D. 左右に男 4 E. 中央に男  
1 F. 中央に騎乗の男 1 G. [左] 右に騎乗の男 3 女 2 うち鳥居形の  
器具を持つ者 1、棒状の絹の包みを持つ者 3 H. 中央に騎乗の男 1  
I. [左] 右に騎乗の男 1 ? J. 騎乗の夫人 K. 騎乗の男女 8 程度うち  
團扇を持つ者 2 L. [左] 右に男 6 程度がかつぐ輿が 3 M. 男 6 N.  
[左] 右に騎乗の人 1 O. [左] 右にかまぼこ状屋根の車 1 P. [左] 右  
に騎乗の人 1 Q. [左] 右にかまぼこ状屋根の車 1 R. [左] 右に騎乗  
の人 1

それぞれの行列の中心となる夫人（⑭・J）を基點とし、特徴的な存在の位置を整理すると、これらの構圖や行列の相違點をとらえやすくなる。いずれの出行圖も、伎樂舞隊は行列の前方（①・C）に位置するが、宋國夫人の行列では、④一頭立ての覆い付き車と⑦輿、⑨一頭立てのかまぼこ状屋根の車が續き、その後に⑭夫人の順である。一方、回鶻天公主の行列では、夫人の後方に、L. 輿や O・Q. かまぼこ状屋根の車が續いている。いずれの夫人も騎乗しており、その後ろに團扇を持つ女官が列をなす點は共通する。

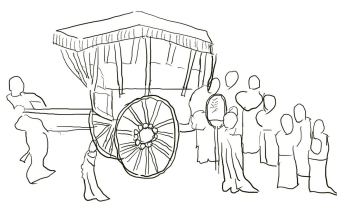


圖 1：宋國夫人④一覆い付き車  
：通轆の金銅飾馬車

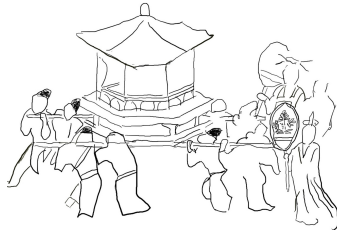


圖 2：宋國夫人⑦一輿：檐舁

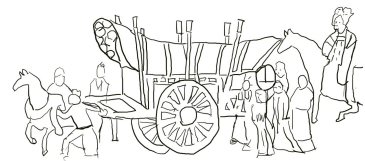


圖 3：回鶻天公主 O 一かまぼこ  
状屋根の車：金銅飾馬車

では以上のように描かれたそれぞれの事物の呼稱と、この行列はどのような意味をもつのかを確認していきたい。

<sup>6</sup>敦煌研究院による莫高窟第 100 窟を解説した Web ページ (<https://www.dha.ac.cn/info/1425/3592.htm>、2023 年 10 月 30 日アクセス) では、「或有婢女多人捧盒持扇、架鸚鵡相隨」として、侍女が盒を捧げたり扇を持ったり鸚鵡を架して隨行するというが、どこに「鸚鵡」がいるのか不明である。

| 四妃       | 數  | 九嬪  | 數  | 嬪婕妤美人才人 | 數  | 外命婦1品            | 數  | 外命婦2品 | 數  |
|----------|----|-----|----|---------|----|------------------|----|-------|----|
| 清道       | 2  | ←   | 2  | ←       | 2  | ←                | 2  | ←     | 2  |
| 青衣       | 6  | ←   | 4  | ←       | 2  | ←                | 6  | ←     | 4  |
| 偏扇・團扇・方扇 | 16 | ←   | 14 | ←       | 10 | ←                | 16 | ←     | 14 |
| 行障       | 3  | ←   | 2  | ←       | 2  | ←                | 3  | ←     | 2  |
| 坐障       | 2  | ←   | 1  | ←       | 1  | ←                | 2  | ←     | 1  |
| 厭翟車      | 1  | 翟車  | 1  | 安車      | 1  | 白銅飾轎車（公主・王妃＝厭翟車） | 1  | 白銅飾轎車 | 1  |
| 駕二馬      |    | 駕二馬 |    | 駕二馬     |    | 駕牛               |    | 駕牛    |    |
| 馭人       | 10 | ←   | 8  | ←       | 8  | ←                | 4  | ←     | 6  |
| 内給使      | 16 | ←   | 14 | ←       | 14 | 從人               | 16 | ←     | 14 |
| 從車       | 6  | ←   | 4  | ←       | 4  | ←                | 6  | ←     | 4  |
| 繖        | 1  | ←   | 1  | ←       | 1  | ←                | 1  | ←     | 1  |
| 大扇       | 1  |     | 0  |         | 0  |                  | 0  |       | 0  |
| 團扇       | 2  | ←   | 2  | ←       | 2  | ←                | 2  | ←     | 1  |
| 内給使執戟    | 60 | ←   | 40 | ←       | 20 | 從人執戟             | 60 | ←     | 40 |

表1：『大唐開元禮』卷2 内命婦・外命婦鹵簿の比較  
（「←」で示したのは、左記に同じの意味である）

前述のように、この行列は鹵簿とみてよい。男性である歸義軍節度使については「節度使新授旌節儀」（P.3773v）のように、その鹵簿を規定する文書が存在し、歸義軍節度使の鹵簿（慕容氏の場合は州刺史であるが、ここで扱う夫人たちの夫や兄弟にあたる）に関する先行研究では、「節度使新授旌節儀」や唐代や宋代の鹵簿に関する史料との比較がおこなわれてきた。

そこで女性の出行図に関する史料を探すと、自身が五品以上を有する内命婦と、夫が五品以上の官人である外命婦の鹵簿について記した『大唐開元禮』卷2内命婦鹵簿・外命婦鹵簿（ここでは2品まで）がある。それを、表1として整理した。なお、唐朝の官制では節度使や刺史は五品以上の官人の禮に相當するとみられるが<sup>7</sup>、歸義軍節度使は、唐朝が設置したものでなく、どの官品にあわせた禮に準ずるかは問題ではある。

表1にみるように、基本的には、いずれも内命婦四妃の鹵簿の形式に従っており、その車の型式と各員数が異なるものとなっている。『大唐開元禮』卷2にみられる出行圖の内容を書き出すと以下ようになる。

清道—青衣—偏扇・團扇・方扇—行障—坐障—厭翟車（翟車・安車、白銅飾轎車）：駕二馬・駕牛—馭人—（内給使・從人）—從車—繖—（大扇）—團扇—（内給使・從人）執戟

<sup>7</sup>『新唐書』車服志には「五品以上及節度使冊拜・婚會…」とあり、節度使はこうした儀禮において五品以上の官人と同列に扱われている。また州刺史は『唐六典』卷30によれば、州の格によって從三品～正四品下に分かれる。

「清道」は、行列先頭の露拂いの役割を擔い、「青衣」は九品以上八品以下の官人とみられる(『通典』卷40、七品以上綠衣、九品以上青衣皆木笏)。「偏扇・團扇・方扇」は形狀の異なるうちわで、身分の高い女性の姿を隠す役割がある。これは翳と別称される。赤木〔2016〕に指摘されるように、敦煌の歸義軍期に開削された石窟の甬道の供養人像の身分の高い女性の侍女の持ち物としてもしばしば描かれている。

「行障・坐障」については、空間の間仕切りまたは衝立のように用いるものであろう。しかし、宋國夫人(張議潮夫人)出行圖と回鶻天公主(曹議金夫人)出行圖にそれらしきものはみあたらない。

ちなみに回鶻天公主(曹議金夫人)出行圖のG.「左[右]」に騎乗の男3女2うち鳥居形の器具を持つ者1、棒狀の絹の包みを持つ者3」の中央の一人は樂器でなくついたて狀の坐障をもっているようにもみえる(圖4)。



圖4：G. 回鶻天公主出行圖の騎乗者5名

しかし、彼らは樂器を持っているとする説がある。寧強〔1995〕は、この5名を「馬上樂隊」と名付け、持ち物のひとつである棒狀の絹の包みは樂器を包んだものとし、鳥居形の器具は、樂器の「方響」とみなした<sup>8</sup>。「方響」は、架に鐵片を數枚つるして叩く打樂器で、莫高窟第112窟北壁の藥師經變、莫高窟第201窟北壁の觀經變奏の壁画などにおいて、樂器演奏の場面にみられる。G.「鳥居形の器具」を仔細に見ると、上半分が綠色で彩色されているのに對し、下半分は樂器の向こうに人物の服裝の団花模様がみえ、架一段の仕様となっているとみられる。これは莫高窟第112窟や第201窟にみられるものと構造や描き方が似ており、「方響」については寧説が妥當であろう(圖5)。さらに寧〔1995〕、寧〔2012:229〕は、回鶻天公主(曹議金夫人)出行圖のC.だけでなくG.も「伎樂舞隊」とみて、『(新)唐書』に「大角鏡吹皆備」とあったのが『宋史』では「前部鼓吹」と「後部鼓吹」と二つに増えていく變化をこの壁画からよみとれるとするが、この點は疑問である。

なぜなら、「大角鏡吹皆備」と記されているのは『新唐書』卷23下・儀衛志下・各品鹵簿の一品官の規程であって、夫人のものでなく、『宋史』儀衛志5・王公以下鹵簿に示された命婦の出行圖の鹵簿と回鶻天公主(曹議金夫人)出行圖とでは、人員數のみならず、記されたモノの相違が、上記の唐朝の官制以上に大きいからである<sup>9</sup>。

<sup>8</sup>米德昉〔2016:326-331〕も寧氏の説に従って樂器とするが、「方響」に言及しない。

<sup>9</sup>『宋史』卷147儀衛志5王公以下鹵簿には、「一品鹵簿。命婦同。中道清道四人。轎弩一、騎。大晟

なお、この G.「鳥居形の器具」の前に、同じく騎乗した女性がもつ「棒状の絹の包み」は、歸義軍期に開削された敦煌石窟の甬道に描かれた身分の高い女性の供養人像の侍女の持ち物（圖 6 の最前列の女性の持ち物）に似ており、今後その中身や意味を考える際の手がかりになろう（圖 6）。

『大唐開元禮』卷 2 の内命婦・外命婦の鹵簿に関する分析に戻る。

「厭翟車」とは「后・妃・公主の乗る所の車。翟羽を以て蔽を爲すに因りて、故に稱す」とあって、唐朝の基準では、節度使や刺史の夫人が乗用するものではない<sup>10</sup>。ここにあげた 3 人の出行圖の場合も、車の外装に翟（きじ）の羽を使っているとは見えないので、白銅飾（犢）車とみておくのが適当か。「内給使」とは、宮門における進物の出入りを記録する役職（『唐六典』卷 12 内官宮官内侍省「掌諸門進物出納之曆」、『舊唐書』卷 44 職官志内侍省）であり、上記の範囲では内命婦の鹵簿にのみ記載されているほかは皇族や一品クラスの高官のみに記載がみられる。節度使や州刺史であれば、従人が適当であろう。ついで、「繖」とは傘のことであり、「大扇、團扇」はさきにのべた扇の一種である。外觀の特徴や行列の位置などからこの史料にさきほどの宋國夫人の①～⑯や回鶻天公主の A～R をあてはめ、假の同定作業をしていくと次のようになる。

清道（②、A）—青衣（③、D）—偏扇・團扇（⑤⑧⑩）・方扇—行障—  
坐障—白銅飾（犢）車（④⑨、O.Q. いずれも馬車）—馭人—従人—従  
車—繖—大扇—團扇（⑩⑮）—従人執戟

「扇」については、いずれの出行圖にも橢圓形の一種しか確認できず、描かれたものは「團扇」と判断した。「馭人」とは、車に同伴する馬を操る男たちがそれで



圖 5：莫高窟 112 窟北壁・方響

府前部鼓吹。令一、職掌一人、局長・院官各一人。𠂔鼓、金鉦各一、大鼓・長鳴各一十六、麾・幢・節各一、稍二、誕馬六。次革車一乘、駕赤馬四、駕士二十五人。命婦厭翟車、駕士二十三人、二品・三品准此。散扇八、二品減四、三品減六、命婦散扇五十、行障五、行於車前、二品・三品准此。方繖二、朱團扇四、曲蓋二、大角八。命婦屬車六、駕黃牛十八、駕士五十九人、行大角前、二品・三品准此。次後部鼓吹。丞一員、錄事一人、引樂官二員。鐃鼓一、簫・笛・大橫吹各四、節鼓一、笛・簫・鼙・鼗・各四。外仗。……」とある。一品以下はそれぞれの数が減っていく。ただ数だけでなく鉦鼓のようなモノも、敦煌出行圖と内容に近いとはいいがたい。なお『唐六典』卷 14・太常寺には「鼓吹署……大駕行幸、鹵簿則分前後二部、以統之」とあり、さらに「親王已下」にも「前後部」鼓吹が存在している。たしかに一品以下では「前後部」鼓吹はないが、歸義軍節度使が自身の官品をどう認識していたかは不明なので、この間に明らかな差異を認めるのは難しい。

<sup>10</sup>『新唐書』車服志に「夫人乘厭翟車、九嬪乘翟車、婕妤以下乘安車。外命婦、公主、王妃乘厭翟車。一品乘白銅飾犢車、青油纁、朱裏通幘、朱絲絡網」とある。

あり、「従車」が、夫人乗用以外の車とすれば、複数の車がみえる兩出行圖にはいずれも描かれていることになる。ただ『大唐開元禮』卷2の鹵簿の史料には「輿」に相当する記述はなく、敦煌石窟の出行圖を十分に説明しきれない。そこで『新唐書』卷24車服志に載る文宗（在位：826～840）が下した詔に關して、所司が中書門下に提出した指示を見ると次のように記されている<sup>11</sup>。

五品以上及び節度使、册拜・婚會なれば、則ち車は幃有り。外命婦一品、二品、三品は金銅飾犢車に乗り、檐舁は八人を以てし、三品は六人を以てす。四品、五品は白銅飾犢車に乗り、檐舁は四人とす<sup>12</sup>。

この史料によると、五品官以上や節度使は、任官や婚禮などに際しては幃（日よけ）付きの車に乗ることとなっている。二つの出行圖では、宋國夫人（張議潮夫人）出行圖の④一頭立て・切妻狀（にみえる）覆い付き車が、幃付き車であろう。『晉書』卷25輿服志に「通幃車」があり、「諸王や三公」が乗るとされ、『新唐書』車服志や『舊唐書』輿服志では、「朱裏通幃」などのように身分により通幃の彩色まで指定されている<sup>13</sup>。回鶻天公主（曹議金夫人）出行圖O.Q.には、車の兩脇に6本ほどの支柱があり、幃をとりつけることが可能な仕様になっていると思われる。この『新唐書』車服志では、外命婦一品、二品、三品の場合は金銅飾犢車となっているのは、上掲の『大唐開元禮』卷2・外命婦鹵簿の記述（白銅飾犢車）との差別化が圖られたものと考えられる。時代を追うにつれ車が華美になり、それによって身分差を示す必要がでてきたのであろう。ここでは歸義軍節度使と州刺史に若干の差（金銅/白銅）を付けて仮説とする。「檐舁」は、上記の「輿（⑥⑦、L.）」にあたる。

次に、夫が刺史である慕容歸盈夫人曹氏出行圖を以上の情報と比較してみよう。曹氏（慕容歸盈夫人）出行圖は、榆林窟第12窟北壁西下/西壁門口右下に描かれ、



圖6：榆林窟第16窟甬道  
回鶻天公主侍女像

<sup>11</sup>この指示は、『冊府元龜』卷65帝王部・發號令、太和元年5月条に「宜付所司、竝准儀制令……送中書門下、參酌奏聞」とある詔勅をうけたものとみられる。

<sup>12</sup>「五品以上及節度使册拜・婚會。則車有幃。外命婦一品・二品・三品乘金銅飾犢車、檐舁以八人、三品以六人、四品・五品乘白銅飾犢車、檐舁四人」

<sup>13</sup>岡村〔2021：284〕に三國魏から西晉「通幃車」に關する情報が整理されている。

以下のような構成である（圖7）<sup>14</sup>。

- a. 左右に騎乗の男各1 b. 板状のものをかつぐ男4 c. 左〔右〕に騎乗の男各1 d. 板状のものをかつぐ男4 e. 左右に騎乗の男各1 f. 左にラクダを牽く男1 g. 右に馬を牽く男1 h. かまぼこ状屋根の車1 + 車を牽く男2〔+牛馬〕 i. 左に騎乗の男1 j. かまぼこ状屋根の車1 + 車を牽く男2〔+牛馬〕 k. 左に騎乗の男1 l. 右に女2 m. 左右に〔騎乗の〕男各1 n. 騎乗の夫人 o. 騎乗の女10



圖7：慕容歸盈夫人曹氏出行圖

上述の莫高窟の2つの出行圖と比較すると、繪自體の損傷部分がさらに多くかつ不鮮明で読み取れない部分はあるが、描かれたものの数はあきらかに少なく、豪華さを缺く。ただ、行列に車があり、上記の女性の出行圖に相似していると同時に、一定の差別化がみられる。

問題は、4人の男がもつ「b./d. 板状のもの」は何かということである。これについては『大唐開元禮』卷2や『宋史』儀衛志5王公以下鹵簿に示されていた「行障」と関連があるか、そのものの可能性が高いと考える。これについては後で詳論する。

ここでは小括として、『大唐開元禮』卷二の鹵簿に関する記載を前提とし『新唐書』車服志に載る儀制令を加えて、それぞれの出行圖に描かれているものを推測してまとめておくことにしたい。下線を引いたのは上掲の『大唐開元禮』卷二および『新唐書』車服志の女性の鹵簿の表現にあてたものである。

#### ◎宋國夫人（張議潮夫人）出行圖

<sup>14</sup>岩本〔2017〕に、敦煌研究院の許可を得て、寫眞を掲載している。

①伎樂舞隊 ②清道6 ③左・右に青衣各3 ④通幟の金銅飾馬車1、  
「司空夫人行李車馬」 ⑤團扇2 ⑥左に騎乗する男2 ⑦左・右に  
擔輿2「小娘子檐輿」 ⑧團扇2 ⑨左・右に金銅飾馬車（從車）各2  
⑩左右に女各6 うち團扇を持つ者各1 ⑪騎乗の男1 ⑫僧2 女2 うち  
樂器を持つ者2 ⑬左・右に男4 ⑭騎乗の夫人、「宋國河内郡夫人  
宋氏出行圖」 ⑮騎乗の男10 うち團扇を持つ者2 ⑯騎乗の男8 ⑰  
駱駝1 ⑱狩獵をする男8

◎回鶻天公主（曹議金夫人）出行圖

A.清道？ 2 B.馬乗の男8 C.伎樂舞隊 D.左・右に青衣4 E.  
中央に男1 F.中央に騎乗の男1 G. [左] 右に騎乗の男3 女2 うち  
方響を持つ者1、棒狀の絹の包み（樂器？）を持つ者3 H.中央に騎  
乗の男1 I. [左] 右に騎乗の男1？ J.騎乗の夫人 K.騎乗の男  
女8程度うち團扇を持つ者2 L. [左] 右に男6程度がかつぐ檐舁3  
M.男6 N. [左] 右に騎乗の人1 O. [左] 右に金銅飾馬車1 P. [左]  
右に騎乗の人1 Q. [左] 右に金銅飾馬車1 R. [左] 右に騎乗の人1

◎曹氏（慕容歸盈夫人）出行圖

a. 左右に騎乗の男各1 b.行障をかつぐ男4 c. 左 [右] に騎乗の男各  
1 d.行障をかつぐ男4 e. 左右に騎乗の男各1 f. 左にラクダを牽く  
男1 g. 右に馬を牽く男1 h. 白銅飾馬車1 + 車を牽く男2 [+牛馬] i.  
左に騎乗の男1 j. 白銅飾馬車1 + 車を牽く男2 [+牛馬] k. 左に騎  
乗の男1 l. 右に女2 m. 左右に [騎乗の] 男各1 n. 騎乗の夫人  
o. 騎乗の女10

前稿で注目した男性の出行圖では、旗や金節、六纛などの旗指物の類に特徴があり、それらを身分の表徴ととらえることができた。本稿で注目した女性の出行圖では、乗り物や扇、傘、そして行障といったものに特徴があり、モノの數や人數については必ずしも唐代の史料に一致しないものの、そこにある程度身分差を認めることができる。

また、これら敦煌壁畫の出行圖では、車はいずれも（見える範圍では）牛でなく馬で牽いているように見える。さらにいずれの夫人も車や檐舁に乗らず、騎乗している。これは、唐朝治下の鹵簿を記した『大唐開元禮』卷2や車服志の記述とあわない。ただ、唐の張萱の「虢國夫人游春圖」のように<sup>15</sup>、女性が騎乗している圖

<sup>15</sup>張萱は、玄宗の開元・天寶年間（713～755年）に活躍した宮廷畫家で、現存する「虢國夫人游春圖」（遼寧省博物館藏）は模寫と傳わる。

もあるので、夫人が騎乗していることが敦煌固有の状況を反映しているとはいいいがたい。この点は地域差も加味して検討していく必要がある<sup>16</sup>。

また以上の比定は現段階では假説であり、いくつも未解決の問題が残っている。そのうちの大きなひとつはここでとりあげた行障、坐障とはいかなるモノで、それがなぜ身分表徴として取り上げられているかということである。續いてこの問題を掘り下げてみたい。

### 第3章 行障と坐障

#### 1) その形状

鹵簿における行障・坐障については、正史では『明史』卷65 輿服志1 后妃車輿ではじめて詳しい説明がなされる。

行障・坐障、唐・宋より之有り。皇后の重翟車の後に皆、行障六・坐障三有り。左右車を夾みて宮人、之を執る。而るに唐書・宋史は其の制を載せず。金史は、行障の長さは八尺、高さは六尺とし、坐障は長さ七尺、高さ五尺とす。明の皇后、行障と坐障を用い、皆、紅綾を以て之を爲り、升降する鸞鳳の雲文を繪き、行障は瀝水に瑞草を繪き、坐障は頂の雲文を繪く<sup>17</sup>。

この説明によれば、行障・坐障ともに綾絹を用い、華やかな模様があしらわれており、行障は明代の尺度で計算すると、幅が2m50cm弱×高さが2m弱、坐障は、幅が2m程度×高さが1m50cmくらいで、坐障のほうが幅・高さともにやや小さいことがうかがわれる。



圖8：河南鄧縣南朝畫像磚

行障に関する有意義な先行研究に、揚之水〔2005〕がある。それによれば、『周禮』に記述のある「帷」が行障のルーツであり、「歩

<sup>16</sup> 歸義軍節度使の鹵簿に関する儀禮制度を記したP.3773v「凡節度使新授旌節儀」があるので、夫人に關しても同種の記録が存在した可能性がある。なお、李志生〔2021〕同〔2022〕が、唐代の婦人の騎乗について多角的に分析しており、当時の女性は騎乗に抵抗感が少なかった一方、馬を所有する経済力が必要なことや唐朝の禮教により、婦人の騎乗をみることが稀であったとする。

<sup>17</sup> 「行障・坐障、自唐・宋有之。皇后重翟車後、皆有行障六、坐障三、左右夾車宮人執之。而唐書、宋史不載其制。金史、行障長八尺、高六尺、坐障長七尺、高五尺。明皇后用行障、坐障、皆以紅綾爲之、繪升降鸞鳳雲文、行障繪瑞草於瀝水、坐障繪雲文於頂」なお、行障に好んで扱われた畫題は、張〔1998〕が扱う吐魯番出土の屏風壁畫をはじめとした唐五代の壁畫や、王〔2003〕が扱う五代王處直壁畫墓の壁畫などでも共通している。

障」ともよばれたという<sup>18</sup>。また、南朝の畫像磚に、臺座のついたT字型に組んだ棒の上に布地を垂らしたものを抱える者が行列に何人かいることを指摘し、これを行障とする（圖8）。また庾信の詩や『續齊諧記』陽羨書生の話に記される「行障」から、その用途は、部屋や野外を區切り、ひとつの空間を作り出す屏風のようなものであるとしている。

ここで言及された陽羨書生の話は、志怪小説の一篇で、佛典（説話）からの翻案であることが知られている<sup>19</sup>。關係する箇所の大筋を示しておこう。主人公の前に現れた一書生が口から女を取り出し、主人公と3人で酒盛りを始める。女は書生が居眠りしたのをいいことに、彼女も口から男（愛人）を取り出す。そこで書生が目覚めそうになる。たちまち「女子、口から一錦行障を吐き、書生を遮り、書生乃ち女子を留めて共に卧す」と、女は錦の行障を口から吐き出して、書生に愛人を見られないよう、行障で書生と2人だけの空間を作り出したというのである。他にも類話はあるが「行障」が用いられるのは『續齊諧記』の陽羨書生の話だけである。撰者が梁の呉均かどうか確證はないとしても、「行障」がプライベートな空間をつくりだす道具であることは、南朝の知識人に廣く認識されていたと考えることができる<sup>20</sup>。

さらに揚之水〔2005〕は、行障の例として楡林窟第25窟北壁の婚姻圖をとりあげる。畫面向かって右手前の後ろを向いた女性達とひれ伏す人物は、畫面最前列の脚付きの器具で仕切られた空間で拜禮している（圖9）。揚之水〔2005〕は後述



圖9：楡林窟第25窟婚姻圖

<sup>18</sup>『晉書』卷33・石苞傳に、西晉の石苞の子石崇が、外戚の王愷が紫の絲で步障40里を作ったのに對抗して、錦の步障を50里作ったとの記事があり、該當記事について『資治通鑑』卷81の胡三省注は「步障夾道設之、以障蔽、若今之罽毼」と、步障は元代の「罽毼」（屏風）のようなものだと説明する。また『北齊書』卷12・琅邪王儼傳に、武成帝の第三子、琅邪王儼が帝の寵愛をうけて、京畿大都督・領軍大將軍に御史中丞を兼任した際の鹵簿の記事があり、武成帝は胡后とともに、華林園の東門の外に幕を張り、青紗の步障で隔ててこれを觀閲したとある。これらからみると步障が何里にもなるのは大げさだとしても、比較的大きな幕狀のものである印象を受ける。

<sup>19</sup>李劍國〔1986：601〕。類話は東晉・荀氏撰『靈鬼志』などにもみられる。『舊雜比喩經』所載「梵志吐壺事」が漢文説話の原型とされる。

<sup>20</sup>『南齊書』卷54・宗測傳に、畫を得意とした宗測が、行障に阮籍が蘇門（山）の隱逸を訪れた様子を描き、寝ても起きてもそれを眺めていた（測善畫、自圖阮籍遇蘇門於行障上、坐臥對之）とあり、行障は、繪を描く對象としても認識されていた様子がわかる。なおこの話は、張彥遠『歷代名畫記』卷7にも收録されている。

する敦煌文献の「去行座障詩」等を用いて、この脚付きの低い仕切りが行障であると論じた。

さらに揚之水〔2005〕は、『通典』巻107禮66開元禮纂類1を引用して、その史料中の「行障」を、李震墓墓道西壁の牛車出行圖にみられるモノに比定する。この『通典』の史料は、本稿で上述した『大唐開元禮』巻2内命婦鹵簿と内容とほぼ同じ唐代の鹵簿の説明である。李震墓の牛車出行圖はかまぼこ屋根の牛車に従者、そして車の後ろに女2名と男1名が付き添う。男は先がY字形の竿をかつぎ、竿の先には幕狀の布地が垂れ下がり、その丈は男の身長を上回っている（圖10）<sup>21</sup>。ついで、靖康の變で金に連れ去られた顯仁皇后韋氏が、和議成立（1142年）後、還され出迎えをうけた情景を描いたとされる「迎鑾圖」の車の左右に騎乗の人がY字型の竿で「行障」を捧げていることを指摘する（圖11）<sup>22</sup>。

以上のように先行研究が、李震墓牛車出行圖や「迎鑾圖」に描かれた大きな布地を「行障」とみなしたことは支持できる。また、それは鹵簿の儀禮にもかかっている。ただし、この李震墓牛車出行圖や「迎鑾圖」に描かれたY字の竿にかかるカーテン狀のものが「行障」だとすると、曹氏（慕容歸盈夫人）出行圖にも、他の敦煌石窟の出行圖にも見当たらないことになる<sup>23</sup>。

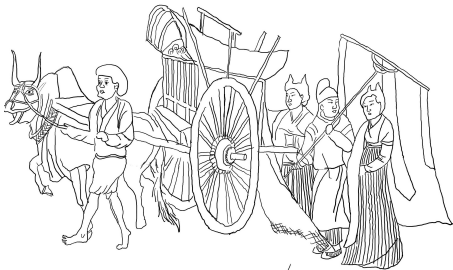


圖10：李震墓牛車出行圖

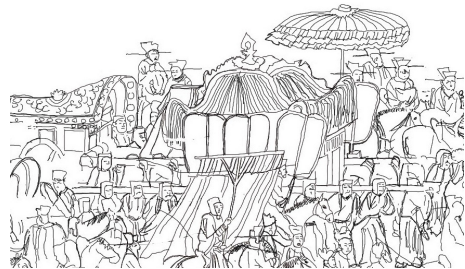


圖11：迎鑾圖

しかし『大唐開元禮』巻2でも『通典』巻107所引「開元禮纂類」でも、唐代において「行障」と「坐障」は區別して表記されたことは注目すべきである。先行研究はその點に特に言及しない。また曹氏（慕容歸盈夫人）出行圖b./d.の4名の男がかつぐ「板狀のもの」が「行障」でも「坐障」でもないとするれば、何であろう

<sup>21</sup>昭陵陪葬李震墓・墓道西壁。壁畫の様子は、張鴻修〔1995〕に依拠した。

<sup>22</sup>上海博物館藏。 <https://www.shanghaimuseum.net/mu/frontend/pg/article/id/CI00000947>（上海博物館 Web ページ、2023年10月30日アクセス）。揚之水〔2005〕はこれ以外にフリーア美術館藏の「鎖諫圖卷」にみられる行障の例もあげている。

<sup>23</sup>なお、張〔2017〕は、従來の壁畫中で杖と思われてきたものに、このY字型の竿が含まれていることを指摘する。

か。これは上掲の李震墓や「迎鑾圖」のそれとも、圖 12 に掲げた河南省安陽出土唐墓の臺座のついた T 字型に組んだ棒の上に布地を垂らした什器とも形状が異なる。しかし、男性の出行圖に人物の身分表徴が示されていたことを前提とすれば、女性の出行圖においてもそれは同様である可能性が高い。

ひるがえってその形状を見ると、榆林窟第 25 窟の「脚付きの低い仕切り」は低くて向こうをのぞくことができるが、b./d.「板状のもの」は 4 名の男がかついでいるか、廣げて持っていて、人の背丈より高い。上述の『明史』輿服志に示された行障、坐障の違いを前提とすれば、榆林窟第 25 窟の「脚付きの低い仕切り」を、坐障と呼ぶべきで、曹氏（慕容歸盈夫人）出行圖 b./d.「板状のもの」は、行障ではないか。

次に曹氏（慕容氏夫人）出行圖の b./d.「板状のもの」が、少なくとも敦煌では「行障」とみなせることについて論證してみたい。

## 2) 敦煌の行障と坐障

以上のように、李震墓牛車出行圖や「迎鑾圖」だけでなく、曹氏（慕容歸盈夫人）出行圖の一部にも異なる形式で行障が描かれていただけでなく、榆林窟第 25 窟北壁の婚姻圖にみられる坐障も別にあったと假定した。では、それを裏付けうる論據は、『明史』輿服志に示された大きさの違いや材質に関する記事しかないのだろうか。またこれらが身分ある人の鹵簿に用いられるのにはどのような意味があったのか。既述の史資料や敦煌文獻を用いて分析をこころみたい。

上掲の榆林窟第 25 窟北壁の婚姻圖（圖 9）の畫面向かって右手前の後ろを向いた女性達とひれ伏す人物は、畫面最前列の脚付きの低い仕切りの中の空間で拜禮している。この脚付きの仕切りは、ここまで述べてきた拙論をふまえば、行障というより坐障である。譚〔1993：2〕は、この婚姻圖を、奥にいる男性や女性の服裝から、吐蕃出身者と漢族の婚姻の儀式を示す一コマと解釋する。父母にひれ伏す婿とその横に立つ新婦（娘）、吐蕃の服裝をした男性と女性（左側の室内奥にいる 2 名、娘の父母か）であるという。

實はこれによく似たものが 2010～2011 年



圖 12：河南省安陽唐墓壁畫

に河南省安陽市の果品公司家屬樓基建工地で

發掘された趙逸公夫婦墓の壁畫に描かれている。趙逸公夫婦墓は、太和3年(829)、魏博節度使時期の埋葬で、墓室の壁に、花鳥を描いた屏風らしきものや家具、侍女達の姿が描かれ、夫婦の生前の住居が意識されたもののようである。この墓室西南角の壁に、侍女らしき女性の姿が確認できる。彼女は臺座のついたT字型に組んだ棒の上に布地を垂らした什器を支えているか、運んできたばかりというように、その後ろに立つ(圖12)。その形狀は榆林窟第25窟北壁の婚姻圖(圖9)の「坐障」に酷似している。

この榆林窟第25窟の婚姻圖に似た構圖の敦煌壁畫はいくつかある<sup>24</sup>。そのうちのひとつ、榆林窟第38窟の婚姻圖は、服裝やかぶりものから見て、漢族の男性とウイグルの高貴な女性との婚禮儀式を描いたものとみられる(圖13)。畫面の左側に幕の下で宴席を設ける人たち、右側に仕切られた場所に居並ぶ親族、という構圖は榆林窟第25窟と似ているが、第38窟の圖は敦煌でおこなわれていた漢人の婚姻形式に則る點で、第25窟の吐蕃の様式の婚姻の様子(圖9)とは趣を異にしている。なお第38窟の圖は敦煌壁畫によくみられるように一つの壁面に複数の場面が描かれた形式で、この男性とウイグルの高貴な女性の姿は壁面のあちこちにみえる。

この榆林窟第38窟の婚姻圖を補足説明する史料として、敦煌における婚姻の手順などが記された『新修吉凶書儀』(敦煌文獻、P.2646/P.3284)がある。そこに次のような一段がある。

撒帳がおわると、扇と行障で女を堂中に隱し、女婿・僂相に行禮をさせる。禮がおわると、堂に昇り奠鴈する。女を馬の鞍に座らせて、坐障でしきる。女婿は鴈を取り、障(ついたて)ごしに堂中になげ入れる。女家の者がこれを受けとる。その鴈は紅羅でくるみ、五色の綿(ひも)で口を縛り、鳴かないようにしてある。その鴈はその後、兒家が買いとり放してやる。もし鴈がなかったら、結んだ綵を代用する。奠鴈がおわると、女が堂から出るのをとどめて父母が誠めて「これを勉めこれを敬み、夙夜、違ふことなかれ」という<sup>25</sup>。(伊藤[1996]の譯による)

撒帳とは儀式において、菓子や金錢をばらまくことで、譚[1993:148]によれば、

<sup>24</sup>譚[1993:2-3]には、榆林窟第25窟、同38窟、莫高窟第85窟、同148窟、同360窟の壁畫などが紹介されている。このほか莫高窟12窟南壁の彌勒經變中にも「嫁娶圖(婚姻圖)」がある。また莫高窟第445窟北壁中央下部の「彌勒淨土變相」の「嫁娶圖」にも行障が描かれている。

<sup>25</sup>「撒帳了、即以扇及行障遮女於堂中、令女婿僂相行禮。禮畢、升堂奠鴈。令女坐馬鞍上、以坐障隔之、女婿取鴈、隔障擲入堂中、女家人承將。其鴈以紅羅裹、五色錦縛口、勿令作聲。其雁已後、兒家將物贖取放生」

その歴史は漢代までさかのぼるという。奠鴈の儀式は、戦國期には成立していた『儀禮』士婚禮に典據があり、新郎が女家に納めるものである。榆林窟第38窟の婚姻圖に、鳥が2匹描かれているのは、この儀式を示すものであろう。『新修吉凶書儀』によれば、女婿が「行障・坐障でしきられた花嫁のいる場所に鴈を投げ入れ」、女家はそれを受けとることになっている。またその後、『新修吉凶書儀』によれば新郎・新婦は、この第38窟婚姻圖の上（空間上は奥）に描かれた遊牧民のゲルのような青廬内に入る。ただそれを即、遊牧民的またはウイグル的とみなすのは適切でなく、少なくとも青廬の慣習は、漢族間で三國時代にまでさかのぼることがあきらかとなっている。つまりこの一連の儀式次第は、さまざまな由來をもつ習慣が長い年月を経て一體化した形で提示されていることになる。

ここで注目すべきは、この場面を記した『新修吉凶書儀』に行障と坐障がともに明記されていることである。つまり、榆林窟第38窟の婚姻に関する壁画の右下部分において、新婦（扇をもった者の横にいる）の周りや鴈の後ろを圍ってあるのは、書儀に示されていたように、行障か坐障とみてよい。ただしこれは人の背丈より高いので、行障とみたい。

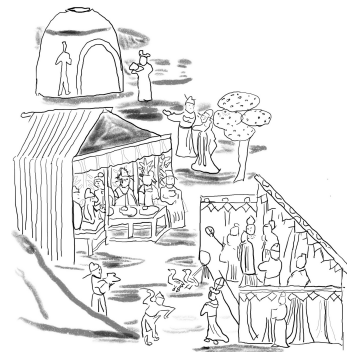


圖13：榆林窟第38窟の婚姻圖

實はこの女家の家族がいる場所を圍むものは、曹氏（慕容歸盈夫人）出行圖のb/d.「4名の男がかつぐ「板状のもの」と外觀が共通する。

人體の大きさと比べると、どちらも大きさがほぼ同じで、若干人よりも大きい。また本稿掲載の圖では、彩色を確認していただけないが、寫眞や現物を見ると、ともに主に綠色で着色され、複雑な模様（刺繡や異なる布地を重ねたか）やしわのような線が描かれており、いずれの畫工もこれが布地であることを認識していたと思われる。綠色であることから、敦煌では「紅綾」を用いていないことになる。とはいえ敦煌壁畫中の異なる場面で形状が相似するモノのそれぞれが文獻の裏付けによって同一のモノに比定できることは注目すべきであろう。色や模様には流行や地域性があったと推測しておきたい。

また敦煌文獻中の婚禮に関わる文獻に、行障と坐障および扇への言及がみられる。婚嫁詩の一種とされる「去行座障詩」および「去扇詩」（テキストとしてP.3350/P.3893/S.5515）は以下のような内容である。

「去童男童女、去行座障詩」<sup>26</sup>

<sup>26</sup> 「夜久更蘭月欲斜 繡障玲瓏掩綺羅 爲報侍娘渾擎却 從他附（駙）馬見青娥」

夜長くおそく月傾こうとする、繡障美しく綺羅の人を隠す  
侍女に申す、すべて掲げ退けて、駙馬が青娥をみるにまかせなさい  
「去扇詩」<sup>27</sup>  
青春今夜まさに新しく、紅葉開く時ひとふさの花あり  
寶樹は人の見るにまかせるのは明らか、何をわざわざ玉扇で遮りまし  
よう

「去行座障詩」の「繡障」とは、行障と坐障を指している。これらを譯出した伊藤〔1996〕や解説した譚〔1993：153〕によれば、「扇と行障で女を堂中に隠し」（上掲『新修吉凶書儀』）た後に、新婦を覆いかくしている行障や座障や扇を取り去るよう詠じたものという。これについては『資治通鑑』巻209中宗景龍二年12月丁巳條に、寶從一が帝の前で婚姻を行うくだりがあり、燈籠と歩障を引いて扇で顔を覆われた状態で現れた新婦の前で、皇帝が從一に「却扇詩」を詠うように命じ、詠った後によりやく扇が取り去られ、從一は初めて新婦と對面したと記されている。つまり、敦煌のみならず長安や洛陽（以下、中原とよぶ）でも、行障・坐障・扇は婚姻儀式を演出する道具として用いられていたのである。この『資治通鑑』の記事にある歩障は、行障と同一視してよいであろう。

上掲の『新唐書』車服志に「五品以上及び節度使、冊拜・婚會なれば、則ち云々」とあったように、中原では、任命式と婚姻時の鹵簿とでその内容は共通していた。美しく飾られた行障や坐障で、儀禮の順にあわせて空間を自在に仕切り、奥ゆかしさを演出することは高貴な者の特權であり、それが鹵簿や任命式で車列に含まれたのは不思議ではない。

果たして當時の中原の婚姻儀禮が、敦煌とどの程度に同じであったかは不明である。ただ奠鴈や青廬や新婦を馬の鞍に座らせる習俗は、唐代の長安や洛陽方面においてもみられたもので<sup>28</sup>、敦煌のそれは中原の習慣を受け入れたと推測される。

そうであるならば、「宋國夫人出行圖」「慕容夫人曹氏出行圖」に行障も坐障も描かれていないのがむしろ特異ということになる。ただ實は中原で發見されている出行圖でも鹵簿の規定通りに行障や坐障が描かれたものはあまり見つかってい

<sup>27</sup>「青春今夜正方新 紅葉開時一朵花 分明寶樹從人看 何勞玉扇更來遮」なお、『封氏聞見記』巻5には、唐代の婚禮において、「却扇」などの習俗が、皇室から庶民まで広く行われていたことが記されている。

<sup>28</sup>9世紀半ばの段成式の『酉陽雜俎』や蘇鶚『蘇氏演義』に、当時「新婦が馬鞍に乗る」風習があり、それを北朝のなごりと推測する記事がある。これらについて、伊藤〔1996〕は、その俗の由来は不明としながらも、五代・宋でもおこなわれていたことを記す。譚〔1993：151〕は『蘇氏演義』に「鞍」と「安」が音通で、安穩につながると記されることや、その後の時代の史料にも同様の説明があることから、「平安」の意味をかけた慣習とみなす。しかし、これは由来が不明になった慣習に後付けしたようにも考えられる。

ないようである。今後鹵簿関係の出土資料において注目すべき点の一つであろう。

これまで敦煌壁畫が唐代全般の服裝の復元に用いられることはあったが、中原出土の出行圖を分析する際に、敦煌の出行圖や敦煌文獻が用いられることは極めて少なかった。また敦煌の出行圖の分析において、中原出土の壁畫が利用されることも比較的少ない。それは地方差や中原を遠く離れた歸義軍節度使という特殊性を配慮してのことであろう。しかし、比較してこそ地域差が理解できるのであって、比較前から対象から排除しては、その特殊性は理解できない。今後はあわせて検討していくことでより精緻な社會史研究が可能となろう。

## おわりに

以上論じてきたことをまとめれば次のようになる。

1. 敦煌莫高窟第 156 窟の張議潮夫人の「宋國夫人出行圖」、莫高窟第 100 窟の曹議金夫人の「回鶻天公主出行圖」および安西榆林窟第 12 窟の「慕容夫人曹氏出行圖」は、唐代の身分の高い女性の鹵簿の様式を略した形式で描かれている。ただ歸義軍節度使の夫人の出行圖には独自の点が多いとおもわれる。
2. 唐代の女性の鹵簿には欠かせないとされた行障は、歴史をさかのぼると、南朝期に一定の發展をとげ、おそらく北朝末・隋の頃には、婚姻習俗にもとりいれられ、鹵簿などでも用いられ、行障と坐障との使い分けも意識されていたとおもわれる。
3. 行障・坐障・扇は、唐から五代の漢人文化が影響した範囲において婚姻儀禮などにおいて必要な什器であった。
4. 本稿で言及した行障と坐障の變遷を整理すると、圖 14 となる。

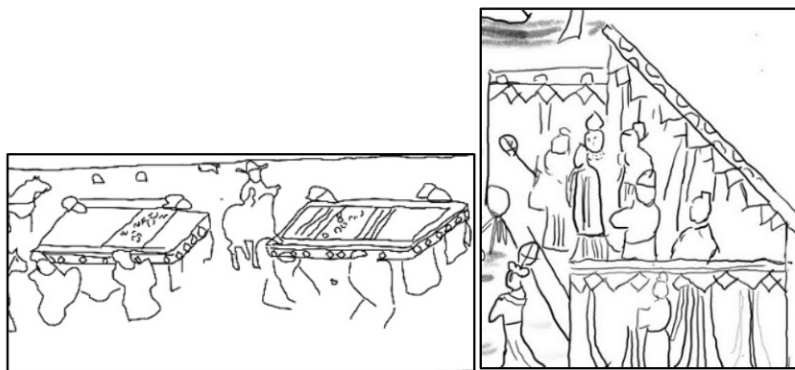
管見の限りでは、行障と坐障は、語彙としては行障の出現例のほうが古く、坐障が出現したのは唐代の鹵簿の史料が最初である。それが道具としてまた言葉として、いつから使い分けられるようになったかは明確でないが、既知の史料からみると、「行障」が頻用され始めたのは南朝の頃で、形状としては當時から脚付きとそうでないものがあった。ただ、呼稱は異なっていなかったとみられる。おそらく「行障」は、南朝期に清談や隱逸に憧れた士人たちが、野外や田園で活動するのに必要とされた。その後、南北朝の混亂を経て、生活習慣の異なるさまざまな地域出身の人びとが混在して居住するようになり、座り方の變化等もあって、その用途ごとに「行障」「坐障」との呼稱が分化し、生活に定着していったと思われる。

なお、こうした中国における鹵簿のあり方や、行障や坐障の利用は、日本にも影響を与えたと考えられる。屏風については美術史や建築史の観点から古くから注意が向けられてきたが、行障の研究はみあたらない。しかし、行障は近代の天皇の即位儀禮においても、また坐障は、座障として茶道などでもちいられており、こうした什器がいつ頃、どのように受け入れられたのかは興味深いところである。また、そこにもなんらかの生活史における変化があったと思われる。



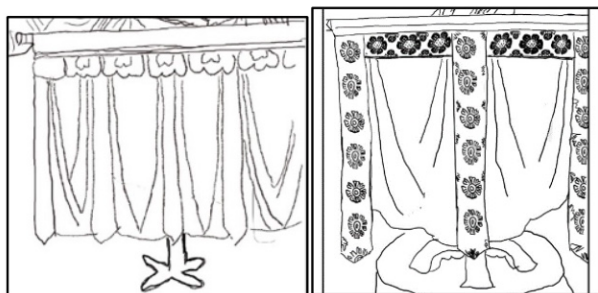
描かれた行障の變遷 (圖 8・圖 10・圖 11)、揚之水〔2005〕

---



敦煌の行障(圖 7・圖 13)

---



坐障 (圖 9・圖 12)

---

圖 14 : 本稿のまとめ

## 參考文獻

(中國語)

敦煌研究院編〔1986〕『敦煌莫高窟供養人題記』、文物出版社

敦煌研究院編〔1995〕『敦煌石窟藝術 莫高窟第 156 窟附第 161 窟』、江蘇美術出版社

敦煌研究院編〔1995〕『敦煌石窟藝術 莫高窟第 112 窟』、江蘇美術出版社

敦煌研究院〔1997〕『安西榆林窟』（中國石窟）、文物出版社

敦煌研究院編〔2014〕『榆林窟』（中國石窟藝術系列）、江蘇美術出版社

敦煌研究院編〔2015〕『莫高窟』（中國石窟藝術系列）、江蘇美術出版社

范淑英〔2001〕「唐墓壁畫『儀衛圖』的內容和等級」、(初出)周天游編『唐墓壁畫研究文集』、三秦出版社、pp.146-157

范淑英〔2006〕「唐墓壁畫中所見的儀仗用具」、陝西歷史博物館編『唐墓壁畫國際學術研討會論文集』、三秦出版社所收(陝西歷史博物館公式 Webpage : <https://www.sxlib.org.cn/dfzy/sxdwljgb/tddl/> 公開の「研究文獻」から確認)

李劍國〔1986〕『唐前志怪小說輯釋』、上海古籍出版社

李志生〔2021〕「唐代婦女騎馬探析(上)」、『碑林論叢』(舊誌名：碑林集刊)第 26 号、pp.173-181

李志生〔2022〕「實態與制度：唐代婦女騎馬探析(下)」、『碑林論叢』(舊誌名：碑林集刊)第 27 号、pp.172-180

米德昉〔2016〕『敦煌莫高窟第 100 窟研究』、甘肅教育出版社

寧強〔1995〕「曹議金夫婦出行禮佛圖」、段文傑(編)『敦煌學國際研討會論文集：石窟藝術篇』、遼寧美術出版社、pp.304-317

寧強〔2012〕『敦煌石窟寺研究』、甘肅人民美術出版社

謝靜〔2016〕『敦煌石窟中的少數民族服飾研究』、甘肅教育出版社

譚蟬雪〔1993〕『敦煌婚姻文化』、甘肅人民出版社

揚之水〔2005〕「行障與挂軸」、『中國歷史文物』2005 年第 5 期

張建林〔1998〕「唐墓壁畫中的屏風畫」、(初出)『遠望集』陝西人民美術出版、周天游編『唐墓壁畫研究文集』、三秦出版社所收、pp.227-239

張鴻修〔1995〕『中國唐墓壁畫集』、嶺南美術出版社

張維慎〔2017〕「論唐墓壁畫中侍女所持“丁”字形杖的用途」、『文博』2017年第2期、pp.49-58

張先堂〔2008〕「莫高窟供養人画像的發展演變——以仏教史考察為中心」、『敦煌學輯刊』2008年第4期、pp.93-103

(日本語)

赤木崇敏〔2016〕「曹氏歸義軍節度使時代の敦煌石窟と供養人像」、『敦煌寫本研究年報』第10號、pp.285-308

伊藤美重子〔1996〕「敦煌の婚禮資料について」、『富山大學人文學部紀要』第24號、pp.324-289、同著『敦煌文書にみる民間文藝』、汲古書院、2022年

伊藤美重子〔1985〕「敦煌本「下女夫詞」について」、『お茶の水女子大學人文學部紀要』第55號、pp. 61-80、前掲同著『敦煌文書にみる民間文藝』

岩本篤志〔2017〕「榆林窟第12窟——慕容夫妻出行圖の解説」、松井太・荒川慎太郎（編）『敦煌石窟多言語資料集成』、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、pp.482-483

岩本篤志〔2019〕「敦煌石窟出行圖小考—榆林窟第12窟慕容氏出行圖の成立をめぐって」、『立正大學人文科學研究所紀要』第56號、pp.17-32

王衛明〔2003〕「五代王處直壁畫墓に關する考察——その墓主の經歷と壁畫樣式の諸問題をめぐって——」、『京都橘女子大學研究紀要』第29號、pp.19-75

岡村秀典〔2021〕『東アジア古代の車社會史』、臨川書店

（作者は立正大學文學部史學科教授）